

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第4回 川西中央北エコまち協議会		
事務局(担当課)		中央北整備部 中央北推進室 地区整備課		
開催日時		平成25年7月4日(木) 18時00分 ~ 20時00分		
開催場所		川西市役所 4階庁議室		
出席者	委員	加藤、山中、松村、牧田、安田、中根、有田、秋山、山本、井上、畑中、大屋敷、仲下、畠中、酒本		
	その他	天野(近畿地方整備局)、玉野(近畿経済産業局)、藪本(兵庫県)		
	事務局	北野、松下、半田(地区整備課)		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 開会あいさつ</p> <p>2 出席者紹介</p> <p>3 川西中央北区のこの間の動き 参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素まちづくり計画策定 ・CI検討について「キセラ川西」 ・PFI事業について <p>4 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の検討内容、スケジュールについて 資料1~3 ・エネルギー調査、交通分野に関する検討について 低炭素まちづくり計画 運用基準枠組み(素案)について ・協議のしかた 資料4~5 ・対象 ・項目 ・景観形成上大切にしたいポイント(案)について <p>5 閉会</p>		
会議結果		別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

1. 開会あいさつ

(中央北整備部中央北推進室 酒本室長あいさつ)

- ・おかげさまで、3月15日に低炭素まちづくり計画が成案に至りました。この関係で6月19日に国土交通省が全国の都市を対象とした意見交換会を開催し、20数都市が出席しており、そこで紹介をさせていただきました。現在、全国4都市が低炭素まちづくり計画を作成しており、そのうちの第1号となりました。低炭素まちづくり計画については、来年度約20都市が、その翌年度には更に約20都市が予定されているようです。また、近畿経済産業局でも説明及び意見交換をさせていただいています。
- ・今年度はいよいよ中央北の事業が動き出します。昨年度に引き続き協議会を開催していきませんが、公共交通を議論していく中で、この区域は中心市街地活性化基本計画の区域でもあります。中心部との回遊性、公共交通利用ということが今後クローズアップされていくことから、市民生活部の大屋敷室長に新しくメンバーに加わっていただく事になりました。
- ・また、引き続きオブザーバーとして、近畿地方整備局と近畿経済産業局にお世話になり、兵庫県市街地整備課の藪本様にも新しくご参加いただいております。
- ・本年度は川西市中央北地区低炭素まちづくり計画について、新しい建築物等に対して指導できるレベルとなる運用基準を作るということが、次のミッションと考えます。引き続きご参加いただく皆様には忌憚のない意見を、将来の中央北のまちづくりの基盤と位置づけていますので、よろしくお願い致します。

2. 出席者の紹介

事務局

- ・この協議会は、昨年度から引き続き第4回目となっており、今回新しくメンバーに入られた方の紹介をさせていただきます。
- ・生活活性室・大屋敷室長、人事異動により環境創造課・仲下参事。昨年度から引き続きオブザーバーとして参加していただいている、近畿地方整備局・都市整備課の田中課長補佐の代理として、本日は天野係長に来ていただいております。続きまして、近畿経済産業局・資源エネルギー環境課・玉野課長、兵庫県市街地整備課・藪本課長でございます。

(紹介の後、各自あいさつ)

- ・本年度はこのメンバーで引き続き協議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

3. 川西中央北区のこの間の動き

事務局

- ・川西中央北区のこの間の動きについて説明
- ・資料説明(参考資料・キセラ川西)(参考資料・PFI事業と低炭素まちづくり計画)

会 長

- ・参考資料・PFI事業と低炭素まちづくり計画の中で、左側【公園設計のポイント】の「地下貯留槽の活用」

に が赤で入っており、凡例がない。どういう意味か。

- ・下線部が入っているのが PFI 事業で実施する項目という説明の中で、「防災機能の充実」「地下貯留槽の活用」には下線が引いていない。PFI 事業・都市施設整備事業内ではないという意味と捉えてよいのか。

事務局

- ・まず、ここに挙げている項目すべてが PFI 事業で行う内容になります。そのうち下線を引いている部分が、低炭素まちづくりの内容という意味です。
- ・「地下貯留槽の活用」については、元々区域の中に汚水を処理する前処理場がありました。汚水の処理場なので地下にピットがあり、区域の中に9ヶ所存在します。前処理場については、昨年度から解体工事に入っていますが、地下貯留槽をもう一度有効に活用できないかと、PFI 事業の中で提案をいただいています。
- ・赤い の意味は、以前の作成資料の消し忘れです。申し訳ありません。

4. 議事

会長

議事としては2つあります。よろしくをお願いします。

今年度の検討内容、スケジュールについて

事務局

- ・資料説明(資料1)(資料2)(資料3)

会長

- ・ご質問、ご意見がございましたら審議をお願いいたします。
- ・今年度全体スケジュールについて、協議会の開催が本日(第4回)のあと、11月と2月に予定されている。そして、交通部会での調査結果を第6回(2月)の協議会で反映させるという流れになっている。交通部会は第2回が2月となっており、交通部会と協議会の開催が同じ2月で、同時に行うという理解でよいのか。

事務局

- ・交通部会のスケジュールについては、仮に12月と2月とさせていただいています。事業者ヒアリングや数値的資料について、有識者の松村先生にご相談しながらスケジュールを調整していきたいと思います。現状としては各事業者との調整等を考慮し、後ろ寄りのスケジュールとなっています。

会長

- ・松村先生にはお世話を掛けます。
- ・私が心配するのは、出てきた知見が低炭素まちづくり計画運用基準づくりに間に合わないということです。
- ・(1)低炭素まちづくり計画運用基準づくりの最終案作成が2月の中頃までであり、ここに交通部会の知見を反映させ、その後最終案作成で、青い線が第6回の協議会に結んであるのでそこに反映されていくという理解で、できないことはないですね。

事務局

- ・交通部会のスケジュールは、今の意見を含め再度検討を行います。
- ・資料3「1. 交通分野に関する検討にあたって」のところで、シャトルバスやコミュニティタイプなど区内で取り組むものと、建築に伴う駐車場・駐輪場等の整備をするものと、大きく2つの分野があります。その2つの分野については、それぞれ検討スケジュールが異なります。建築に伴うものについては、低炭素のまちづくり計画の運用基準に反映できるようにスケジュール調整を行っていきます。

会長

- ・次の低炭素のまちづくり計画運用基準枠組みで、具体的な質問があるかと思しますので、事務局から説明をお願いします。

低炭素のまちづくり計画 運用基準枠組み(素案)について

事務局

資料説明(資料4)(資料5)

委員

資料説明(川西市中央北区低炭素まちづくり計画におけるエネルギーの「見える化」について)

会長

- ・資料4「1. 運用基準の位置づけ・目的」について、事前協議を手段として踏むことを条例化し、法的な担保をとる。その事前協議の中身は、本協議会で運用基準、いわゆるガイドラインを作り誘導を図っていくということである。運用基準は皆さんが守っていく社会的な責務があるということになる。
- ・「2. 対象および基準の考え方」について、協議の前提として地区計画が既にかかっている。運用基準を重ね、ローカルルールとして位置づけし、ABCという3段階の基準にしていきたいということ。
- ・対象・規模については、細かく適応するもの、しないものを振り分けていくということかと思う。特にモニタリングについて規模で定期報告を課すかという提案の一例がある。
- ・この考え方、システムについてご意見はいかがでしょうか。

副会長

- ・資料4 P.3のイメージは具体的にどの程度の強さに比重を置いた基準なのか。また、今は内容についての議論をしないのか。11月の協議会で具体的意見を述べた場合、反映できる余地はあるのか。

事務局

- ・11月の協議会の意見も反映するが、今この場で意見を出していただき素案づくりに反映させたい。

副会長

- ・パッシブ機能の導入について、大規模のみBと記載すると、きっと何もやらない。(法的な)強制力の無いところでやるので、Aくらいにしておかないといけないのではないかと。パッシブは特別なことではなく、建築設計をするうえで当たり前のことである。それは、日射軽減や通風配慮等をするということで、省エネのため断熱をしっかり行うことと同じである。小規模な住宅にこそやってもらいたいので範囲は全てにしてもらい

たい。

- ・景観については充実している。これだけ多岐に渡ることを実行することについて、高く評価します。それぞれの項目があるので、書いているだけでなかなかやってくれないということにならないように、内容について精査していただくとともに、具体的に誘導するための方法も検討していただければと思う。

会 長

- ・P. 3の中、パッシブ機能のところは、B あるいは A で伸ばしたらどうかということか。

副会長

- ・小規模と中規模は B にして、大規模は A にするというのはいかがでしょうか。

会 長

- ・このような意見があるがいかがでしょうか。

事務局

- ・例については、様々なバリエーションがあった方がよいと思うものも含めて示している。この項目については大規模、小規模をこれくらいは誘導した方がよいというような意見をいただくのが目的である。今の意見を踏まえて素案を作成します。

会 長

- ・P. 5の項目について具体的にご意見をいただければと思う。

委 員

- ・P. 1 < 運用基準とは > の「法第76条 条例手続きイメージ」図の下に、「罰則等」と記載がある。これは運用基準を満たさそうとしなかった場合には、罰則等を付けますよというという意味のものか。

事務局

- ・罰則には、手続をしないことに対する罰則と、ルールを守らないことに対する罰則、の2つがあると思います。ここで想定するのは、事前協議を行わないことへの罰則であり、ルールを守らないことへの罰則は想定していません。

会 長

- ・一般的に手続だけを条例で定め、内容は決めないやり方がある。運用基準は内容になるので、この事前協議のところ、中身は別として協議をしろというのを条例化する。それをしなければ条例違反となり罰則があり、次の各申請や許可は下りませんよということになる。

委 員

- ・条例で定められるのは、手続を踏んでくださいということだけである。内容は運用基準を指導するためのテーブルに着いていただくという意味。指導する中身は、条例で決めると法律違反になってしまうかもしれない

いので、あくまでも行政指導になるという仕組み。行政指導上の手続は、任意の協力によって初めて成立するので、条例の手続で土俵に上がっていただいても、我々の運用基準に対し嫌だと言われると、それは条例違反ではないし、それ以上どうしようもない。

- ・運用基準に従っていただくためのインセンティブが何かないかなということも、協議会の中でお知恵をいただいて、基準づくりが出来ればと考えている。

会 長

- ・他になければ、次のP. 5、運用基準検討項目の5つの分野について検討していただく。運用基準の具体的な内容が右にあります。それぞれ得意分野からご意見をいただきたい。
- ・モニタリングについて関西電力さんからの提案があったが、いかがでしょうか。

委 員

- ・モニタリングについて、データ提供を行っていただく場合はエネルギー利用者の同意が必須になるので、何らかの形で担保しておく必要があると思う。

会 長

- ・他にモニタリングのところで付け加えはありますか。

委 員

- ・関西電力さんの仕組みとして、窓口で行政指導をしていくのを想定したときに、こういう製品がありますと紹介させていただき、エネルギー開示への同意を得ていくということかと思う。
- ・我々は機器関係について疎いが、関西電力さんのシステムに特化して行政側が紹介することについて何か問題があるのかどうか。イメージがしにくい。

委 員

- ・特化されると違和感がある。広くうまい形で情報提供していただく方が良いのではないか。関西電力の商品を自治体で販売促進していただくような形にならなければ良いのではないか。
- ・はっぴeみる電は、低圧のお客様だけを対象としている。現在のところ、低圧のお客様へ電力を販売できるのは当社だけです。これを市役所で紹介していただくのは問題ない。今後の電力自由化で、当社以外にも低圧のお客様に電力を販売出来るようになった場合は、いろいろ問題が生じてくると思いますが、現行制度のもとでは特に問題はないと思う。

会 長

- ・実現については可能性が十分あり、どこがやるのかということが問題である。
- ・エコまち協議会の団体がエリアマネジメント会社になってやるのか、そこがガイドラインなので、そこに住んだり事業したりする方は、エコまち協議会の関係者で、ローカルルールを守らなければならない。ローカルルールの中にガイドラインを入れ同意を条件で入ってくるイメージになるのではないかと思う。

副会長

- ・今後まちづくりを進めていく中で、PDCAのサイクルを回すとか、省エネをいかに進めるのかについて、実

際に住まわれる方が集まる場、参加して情報を提供し合う、その中で川西市がコーディネートする場は出来ていくというイメージでよろしいですか。

会長

- ・少なくとも PFI で出した事業応募要綱の中には、「それをしなさい。」という記載がある。

事務局

- ・市の用地を売却して住宅を誘致するところについては、PFI 事業でモニタリング業務も入っているので担保出来る。

副会長

- ・全体として見ていかなければいけない。PFI 事業以外の地域の人を含めてやっていくということが重要。そうでないと徐々に忘れられていく。10 年後には新しい最先端のシステムや機器が出てくるという中で、情報提供をしながら PDCA を回す。その中で川西市が誘導していくということが出来ない、作っただけで終わってしまうという懸念がある。

委員

- ・本協議会に権利者の方に来ていただいておりますが、ほとんどの方はご存じない。エコまち法が施行されたことや、低炭素まちづくり計画を作ったことも全ての方がご存じでないと思っている。
- ・今回のアンケートについては意識を喚起していくファーストステップとして実施していく予定である。
- ・低炭素建築物を誘導していく際に、殆どの建物が建て替わってくる。その時に権利者に低炭素建築物を誘導していく意識を説明できる。
- ・低炭素建築物が実現すれば、頻度や内容はこれから協議するが、モニタリングすることによって継続性がある。そこが協議会からのアプローチである。
- ・PFI 事業のまちづくりコーディネート業務は全域を対象としている。低炭素公園設備をうたったソフト事業、環境学習等も含めて適宜啓発していく。それらの活動は全市民を対象にしているが、区域内権利者の方々にもニュース等でお知らせし、参画を促したりしていくので、PFI 事業の10 年間は担保できると考えている。
- ・協議会からのアプローチと PFI 事業の推進との両輪で、少しずつ区域全体の意識レベルの向上と低炭素まちづくりの実現を図っていきたいと思っている。

会長

- ・S と A・B・C のランクでいくとエネルギー開示同意がお願いになるかもしれない。
- ・次に交通の方でいかがでしょうか。

委員

- ・交通部会で検討するという事なので、項目は増えていくのではと思っている。前の議事での交通部会のイメージの議論は、基本的に野心的であると思っている。きちんと取り組もうという意志が見て取れる。私も微力ながら精一杯努めていきたいと考えている。
- ・駐車場、交通容量の上限をまず決めてから議論を始めようとするところは非常に好ましい。真の意味での

低炭素ということに繋がっていくかもしれない。

- ・エリアだけでなく回遊性、中央北地区とその周辺、もっと広域まで目を配って低炭素を考えていこうという姿勢を高く評価したいと思っている。
- ・この運用基準の検討項目について、駐車場からスタートして基準を決めていくのが良い。小さいことからバリアフリー化、歩道の迷惑駐輪対策の検討だけではないだろうと思うが、バリアフリーだけでもたくさん出てくると思う。
- ・すばらしい運用基準が出来ると予感しますが、タイトなスケジュールでできるかどうか心配な要素である。

会長

- ・建築物について、項目の案が挙がっているが、いかがですか。

副会長

- ・建築物については CASBEE だけで良いというものでもなく、一次エネルギー消費量の報告をどの程度まで求められるかということがある。PDCA をそれぞれがやっていただくという意味でも、見える化ツールも初めのうちは意識があっても面倒くさくなってだんだんやらなくなっていくのが常なので、罰則はなくても継続的なことは重要だと思う。
- ・HEMS の導入も含めて重要なことかと思う。
- ・具体的なことは詰める必要はあるが、項目としては十分かと思う。

会長

- ・低炭素認定建築物について良いことはあるのか。作るときには補助金等があるが、持続的なモチベーションが欲しい。
- ・固定資産税の低減は容積の緩和より持続性はある。
- ・エコまちで一生懸命やっていくことについて、持続的なメリットをガイドラインの裏の問題としていかがでしょうか。持続的なインセンティブがどうか。

事務局

- ・固定資産税ほどのメリットにはならないかもしれないが、実施したことに対するラベリング、つまり、きちんと取り組んだ建物の事業者であると PR するというのも 1 つの案ではないかと思う。

会長

- ・顕彰ですね。尊敬されるというのは、社会的ステータスの 1 つである。海外では、売却時に高く売れる。ラベリングで減価償却を少なくする市場がある。日本ではなかなか難しいと思うが、ラベリングもメリットの 1 つである。

委員

- ・低炭素建築物は最初に高効率機器を導入する為にインシャルコストはかかるので、国、市の補助がある。高効率機器により電気代やガス代等のランニングコストが軽減され、何年か経てば回収できるという考え方で良いのか。

・少しでも「見える化」して権利者の方に説明が出来れば、説得材料となるのではないかと思います。

会 長

- ・HEMS の機器について、安く手に入れば利用者へのメリットというのは当然である。
- ・CASBEE について、断熱による CO2 削減で得るのは、国際的な約束が果たせる国だけではないかという話もある。効果がなかなか見えづらく、みんなで作り上げていこうという段階である。
- ・実際に建築物等を建てる主体になる地元の代表として、ガイドラインを書こうという流れについてはどう思われるか。

委 員

- ・固定資産税等は一番嬉しい。

会 長

- ・建築物に関しては、またご意見があれば、次回にご意見をいただきたい。エネルギーの項目のところでは何かございますか。

委 員

- ・エネルギーのところではないが、「都市機能の集約化」というタイトルに違和感がある。低炭素まちづくり計画では、P. 17(1)都市構造分野に当たると思うが、内容としては「地域の低炭素化の促進」や「持続可能なまちづくりを進める」等で、都市機能の集約化ではないのではないかと。
- ・モニタリングはあくまでも手段なので、項目もモニタリングではないのではないかと思います。ここはエネルギー量のモニタリングなので、項目としてはエネルギーのところにあっても良いのではないかと思います。
- ・ご自身がどれくらいエネルギーを使っているか知らない方が多い。それを見ているのは意味がある。しかし、運用基準で何を定めるのか。見てくださいということを決めるのか、見てどうするのかを決めるのか。モニタリングにもいろいろある。
- ・関西電力さんのはっぴ e みる電で、どれだけ使っているかを自覚出来る。弊社のシステムでも毎月ガス量をどのくらい使ったか、気候の変化はあるが、前年度同月と比べることができる。運用基準の中で、何の目的で何をしていくのかを考えていく必要がある。
- ・再生可能エネルギーを導入するというのは良いと思うが、例のところの数字は難しいと思う。
- ・見える化方策には、エネルギー使用量の見える化と、どういう機器が入っているかの見える化の意味があり、表現が混ざっている。
- ・災害時にエネルギーに直結するのかということは難しいが、低炭素まちづくり計画に入っているのも良いと思う。

会 長

- ・事務局は、この意見に対していかがですか。

事務局

- ・集約化の所にモニタリングを記載した理由としては、低炭素まちづくり計画の構成に沿っているということ、また他の箇所にも記載されているが、最初の項目に集約して記載させていただいた。今のご意見を踏ま

えて全体の構成は検討したいと思う。

委員

- ・都市機能の集約化といった際に、ほぼ場所が決まっていると思う。病院と商業施設の位置関係は重要である。高齢者の方が通院し、ついでに日用品を買って回れるところにルートがないと困る。
- ・都市機能の集約化で機能を詰め込みましたという案はあるが、歩行者の感覚の中でぐるっと周ったらすべての用事が出来るという施設の配置は重要である。再度そういう観点で配置計画を確認して欲しい。

会長

- ・回遊性を効率的にどうするかという話である。公共の責務として、歩きやすい道路づくりとか、バリアフリーもそれに該当する。都市構造についてはもう少しガイドラインがあればということでもよろしく願います。
- ・最後、緑のところで景観と併せてご検討いただきたい。
- ・地区計画の中の延長線でガイドラインを決める。景観法は使わないのか。景観条例の延長線で考えるのか。

委員

- ・景観については、まちづくり指針を基に中央北地区単独で誘導していく予定である。先行して進めれば、後追いで条例化していくと思うが、現在は連動していない。

会長

- ・個々の建築行為の確認申請に使い、建築の意匠や色彩等で指導され、その場合の運用基準・強制指導になる。
- ・景観形成地区で決めてしまえば簡単に押し付けることはできるがいかがか。

委員

- ・景観については地区計画で指導する項目とそうでない項目がある。地区計画で指導する項目は届け出で担保できると考えている。

会長

- ・樹種の提示など、行政はお願いになるだろうと感じている。項目として足りないものはありますか。
- ・景観上大切にしたいポイントについて、地権者の方もぜひご意見をいただければと思う。

委員

- ・交通量に対する道路の幅の広さが気になる。拡幅できるかという難しい問題もあると思う。狭すぎるというわけではないが、混んでいるときなどがある。

会長

- ・公共施設の整備水準はフィックスされていると思う。
- ・せせらぎは道路扱いで、車は走らないが、立派な重要なポイントかと思う。

委員

- ・生態ネットワークについて、木をきれいに配置するだけでなく、セミ、トンボなどが生きるためのものも必要だろう。ある程度の高木が連続していないといけない等もあるだろう。セミ、トンボの為だけでなく、そういうものを配慮することが、人間にとっても良い環境になると思う。せせらぎ遊歩道はかなり気になってくる。
- ・生態系から見れば、これが幹線道路となり、集客ゾーンに波及していくためにはそのような自然も必要になってくると思う。その観点でチェックされた方が心地よい空間が出来るのではないかと思う。
- ・昔、御堂筋でセミの研究をしていて、セミの死骸を集めたり、どのエリアでセミが鳴いているかを把握したりしたが、中央通りの高架道路を超えない所にセミの死骸が数多くあった。小さな公開空地に木と土があるとかかなりセミが鳴いている。小さな空間をつくるだけでセンシティブに生き物の生息は変わってくる。そのような点からもチェックされてはどうかと思う。

会長

- ・景観形成のベースになるところについて、五感のファイブセンスの視点が、この規模では演出できる。よくあるのは水、緑については四季、騒音ではなく、サウンドスケープや視線だけでなく、こち良い匂い等の視点で景観をつくるということも先端的になると思う。

副会長

- ・歩行者の話があまり出てきていない印象である。回遊性・交通のところでもあるが、歩行者がどう歩くのか、高齢者も多いであろうから、ベンチがかなりいるのではないかと思う。今の日本の街並みは非常にベンチが少ない。あっても浮浪者対策で喜んでいない状況がある。
- ・歩いて過ごすという視点も重要なので、歩行者の動線、滞留型のオープンスペースを設けるとか、ベンチをたくさん置くという視点もどこかに記載いただければと思う。

会長

- ・交差点の角地に、積極的に街角広場を作ってベンチを置くということですね。
- ・歩行者を大事にすると具体的に記載することも重要かと思う。検討よろしく願いたい。
- ・このような方向で次回までに運用基準の枠組みをある程度のたたき台を出していくということによろしいでしょうか。
- ・事務局に返します。

5. 閉会

事務局

- ・ありがとうございました。幅広いご意見をいただきましたので、整理し反映していきたいと思います。
- ・次回は11月頃を予定しています。日が近づきましたらご連絡させていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。
- ・本日は長時間ありがとうございました。